

函館市立駒場小学校いじめ防止基本方針（改） R7.4.1版

平成31年4月2日一部改訂
平成30年5月1日一部改訂
令和2年4月1日一部改訂
令和4年6月1日一部改訂
令和5年5月9日一部改訂
令和6年4月1日一部改訂
令和7年4月1日一部改訂
(平成26年3月24日策定)

この「函館市立駒場小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第13条の規定に基づき、本校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺等を引き起こす背景となる深刻な問題である。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、この行為は人として絶対に許されない行為であるという共通認識のもと、根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・家庭・地域が一体となり、具体的な方策のもと、継続的・組織的な取り組みが必要である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、校長のリーダーシップのもと日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめを認知した場合は的確にかつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめに対する認識

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

さらに、

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」のなかには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。

(2) いじめに対する基本的な考え

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

原則、いじめの定義については上記のとおりであるが、表面的には「けんか」、「ふざけあい」背景にある事情や児童の感じている不安等を考慮した上でいじめ認知を行うものとする。

また、万が一いじめが発生した場合は、被害にあった児童の命や安全を守ることを最優先とする。いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校としても警察へ相談・通報を行う。

いじめが解決したかどうかは、いじめと疑われる行為が表面上終息した後も観察等を含め、3か月程度の観察期間を設けた上で協議・判断する。

(3) いじめ防止対策に関する基本理念

いじめは全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止対策は、全ての児童が多様性を認め支え合いながら、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめなくすことを目標におこなわれなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

3 学校におけるいじめの防止

(1) 学級経営の充実

①教師と子ども、子ども同士の豊かな人間関係の確立と一人一人の自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を大切にし、「やさしさ」をもって認め合い、励まし合い、学年・学級経営を推進する。

②子どもが「よく分かる授業」「身をのりだす授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。

(2) 道徳教育の充実

①道徳の時間の指導を中心に、全教育活動を通じて道徳性を培い、思いやりのある豊かな心を育む。また、情報モラル教育の充実を図る。

②子どもの心に響く資料の活用や地域の教育素材を生かした資料の開発、他教科、特別活動等の関連を図った道徳の時間の指導の工夫や改善を図る。

(3) 体験活動の充実

①自然・社会体験活動やボランティア活動、学校行事等、価値ある体験の場を設定し、集団行動の規律や社会のルール等を主体的に身につけるとともに、集団での望ましい人間関係づくりを育てる。

②他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、自己と向き合う、生命に対する畏敬の念をいなく、感動する心を育む、ともに生きる喜びを味わう等を体験させる。

(4) 保護者や地域との連携強化

- ①懇談会，学校ホームページや学校だより，サポートだより等による広報活動で，いじめ防止対策や対応の啓発を行い，家庭との連携を強化する。
- ②発達の段階を踏まえた情報モラル等の徹底のための講演等の依頼（保護者との連携）
- ③学校運営協議会，学校関係者評価委員会，校外生活委員会等で、地域における児童の様子，学校の取組の共有，地域での取組等を話し合い，学校・家庭・地域の連携強化を図る。

(5) いじめ予防のための開発的な取組

- ①「ピア・サポート」「構成的グループエンカウンター」等の人間関係を開発するための取組やコミュニケーション力の向上を各学年の児童の発達の段階に合わせて道徳・特別活動で実践する。
- ②児童が主体となったいじめ防止のための活動や異学年の交流遊び（児童会・代表委員会・各委員会）等の実施～絆づくりメッセージコンクールの取組，よさを見つける活動
- ③函館市いじめについて考える集会等への積極的に参加し，児童会活動でいじめや支持的風土を醸成する取組の推進を図る。

4 いじめの早期発見のための措置

①日々の観察・情報共有～2重・3重のバックアップ

- ・学級担任による日々の観察…体調，表情，服装，言葉遣い，出欠や遅刻状況，持ち物の紛失，保健室への来室回数等
- ・端末を活用した健康観察の実施～「相談したいことがありますか」の質問での確認
※グーグルのスプレッドシートで、管理職、養護教諭等、校内の教職員が確認できる
- ・専科，TT，クラブや委員会担当者，養護教諭等と学級担任との情報交換

②アンケート，調査

- ・年2回のいじめアンケート実施（5月，9月）アンケート保存期間は5年間
- ・年2回の学校評価児童アンケートの実施（7月，12月）
- ・子どもたちのSOSを受け止める場面別チェックリストの活用（8月，1月）

アンケートは5年間保存する。

アンケートの保管場所は，校長室壁面書棚の下段とする。

③いじめや悩みごとなどを相談できる「窓口」（おなやみポスト）の周知，端末への設定（4月）

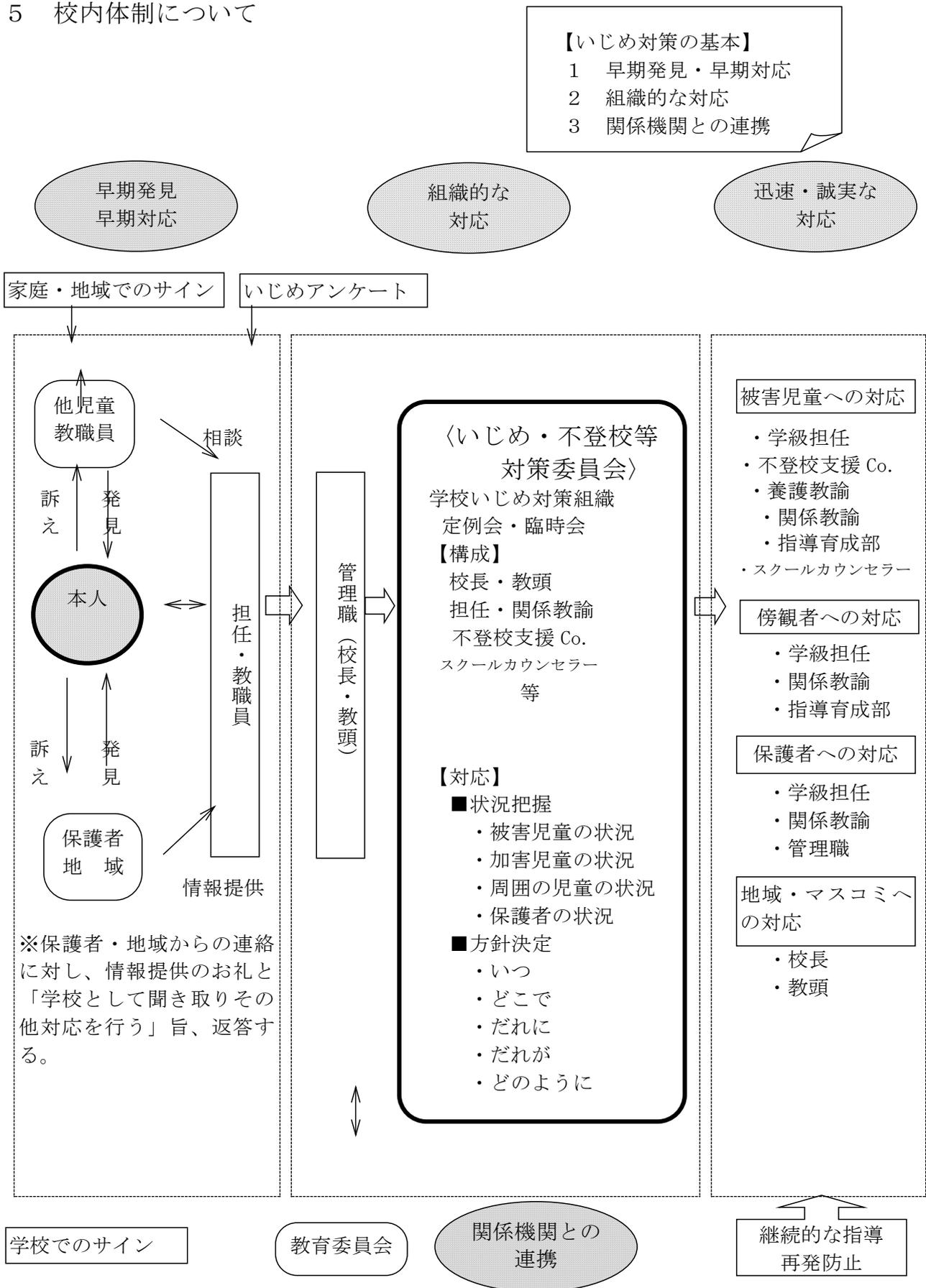
④教育相談月間

- ・教育相談月間の実施（10月～11月）

⑤家庭や地域からの情報

- ・懇談会，PTA総会・役員会，校外生活委員会，学校運営協議会等からの情報提供

5 校内体制について



6 いじめに対する措置

(1) 素早い対応

- ①発見・通報を受けた場合は、速やかにかつ組織的に対応する。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止め、複数の教職員による事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③児童や保護者から相談や訴えがあった場合は真摯に対応し、組織的対応となるよう、関係職員へ連絡する。

(2) 被害児童及び保護者への対応

- ①共感的態度で事実関係の聴取を行う。その際、児童の心情やプライバシーには十分配慮し、学校の具体策を伝える。
- ②安心して学校生活を送ることができるよう、校内体制を整える。状況に応じ、スクールカウンセラーや心の相談員等専門家等を依頼し、児童のケアに努める。
- ③自信をもたせる声かけ等で自尊感情を高めるようにし、自立を支援していじめを克服するよう支援する。
- ④家庭訪問により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。誠意ある対応で信頼関係を構築し、いじめを防止する方法について保護者と協議する。また、学校の方針の理解を求め、連携して対応することを確認する。

(3) 加害児童及び保護者への対応

- ①教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、複数の教職員が連携してしっかりした事実関係の聴取を行う。
- ②加害児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③犯罪行為や児童の生命等に重大な被害が生じる場合は、早急に警察へ通報するとともに、関係機関と連携する。
- ④事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。保護者の訴えも十分に聞き、いじめを防止する方法を協議し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後の連絡がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(4) 傍観児童への対応

- ①見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定することであることを理解させる。
- ②傍観児童ばかりではなく全児童に対して、学級や学年、さらには学校全体の問題として考えさせ、傍観者から仲介者への転換を促す。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ①校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対し、懇談会や学年・学級・学校だより等で啓発を行う等で積極的に理解を求めていく。
- ②ネット上に不適切な書き込みがあった場合は、直ちに削除する措置をとる。また、児童の

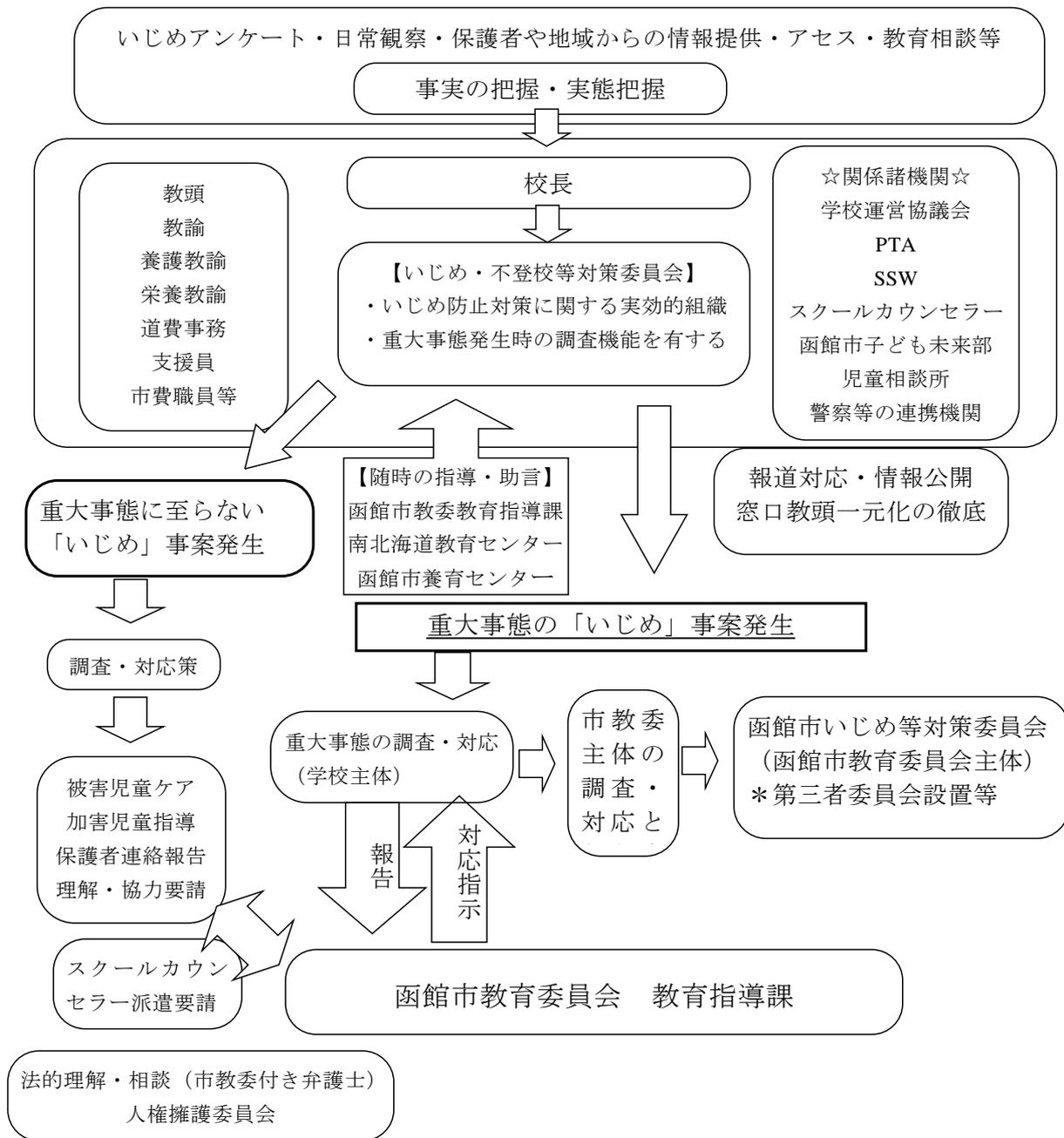
重大事態の校内対策組織

○いじめ対策委員会に加えて

スクールカウンセラー、PTA 会長、学校運営協議会委員、警察、福祉機関 等

生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切

8 いじめ等対策委員会 重大事案対応フロー図



9 評価

- (1) 学校評価 (7月・12月)
 - ・いじめに関する項目を設定し、評価を実施
- (2) 学校職員評価制度 (5月・10月・2月)
 - ・学校職員人事評価シートの記入と管理職による面談
- (3) 学校運営協議会 (7月・10月・12月・3月), PTA総務会 (随時), 校外生活委員会 (7月・12月)
 - ・口頭による評価を実施

10 年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	いじめ対策委員会等の活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針の共通理解 ○いじめ対策委員会から前年度の情報提供 ○観察・聞き取り⇒児童の状況把握 ○おなやみポストの設定（児童用端末） ・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き，学級ルールづくり ○行事を通した人間関係づくり ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報提供 ・情報交流 ○ピアサポート，構造的グループ エンカウンター等の取組の計画
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○方針・取組方法決定⇒自己目標シートの記入 ○児童・保護者へ方針等の連絡 ○いじめアンケート実施 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・遠足，花壇整備，運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流 ○管理職との面談で取組の共有
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートへの対応、評価、分析 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備，修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流 ○事例交流会での状況把握・評価
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○前期学校評価による反省・評価 ○児童アンケートの実施・分析・評価 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備，プール学習，清掃強化週間 ○道徳研修（教員）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流 ○前期学校評価による成果と課題の明確化
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備，プール学習，見学学習，避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート実施 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備 ○絆づくりメッセージコンクール 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流 ○管理職との面談で前期の評価 ・反省と後期の方向性確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談月間の実施（～11月） ○いじめアンケートへの対応、評価、分析 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備，なわとび週間 体験研修，学習発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談月間による児童の状況把握
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会⇒児童の状況確認 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備，見学学習 ○児童会「よさを見つけよう」 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価による反省・評価 ○いじめ防止強化週間（人権週間に合わせて実施）の実施 ○児童アンケートの実施・分析・評価 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・清掃強化週間 ○特別の教科「道徳」授業充実 ○全校集会「いじめ見逃し0」 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流 ○事例交流会での状況把握と取組の評価 ○学校評価による成果・課題の明確化
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちのSOSを受け止める場面別チェックリストの活用 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別の教科「道徳」の授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価⇒目標シートの記載・反省 ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・6年生を送る会，新1年生体験入学 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流 ○管理職との面談で評価、次年度の方向性確認
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の様子・状況の引き継ぎ ○校内引き継ぎ（担任同士） ○進学先引き継ぎ（卒担+いじめ対策委員） ○スクールカウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・卒業式，各学級お別れ会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の情報交流